

第25期第24回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和7年7月10日(木)午前10時から午前10時50分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎7階 防災センター
- 3 出席委員 相原和彦、篠貞夫、尾崎賀一、加藤直正、櫻井祐次、荘埜晃一、
田中聖晃、橋本良子、保戸塚武彦、宮部光夫、渡邊仁 計11名
- 4 欠席委員 井口和喜、榎本重恭、神田靖仁、洒井利博、篠田政巳 計5名
- 5 議 案 (1) 農業委員会委員の辞任について (第1号)
(2) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について (第2号)
(3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第3～8号)
(4) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について (第9号)
(5) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第10～12号)
- 6 報 告 (1) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあつせんについて
(2) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 そ の 他

尾崎賀一会長	皆様、おはようございます。第25期第24回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いします。
事務局	ただいまの出席委員数は11名、欠席委員数は5名、欠席の届け出のあった委員は井口和喜委員、榎本重恭委員、神田靖仁委員、洒井利博委員、篠田政巳委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。
尾崎賀一会長	今回の署名人は、加藤直正委員と櫻井祐次委員にお願いします。 それでは、議案の審議に入ります。 総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号「農業委員会委員の辞任について」です。 令和7年7月4日付けで、練馬区長より諮問があったため辞任に同意するものです。農業委員会等に関する法律第13条第1項では、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長および農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」とされています。 よって、本議案の承認後、委員辞任の同意について区長宛に答申いたします。 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。
櫻井祐次委員	辞任は致し方ない考える。
尾崎賀一会長	他に何かございますか。

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに委員の補充について事務局から説明があります。

事 務 局

練馬区農業委員会委員の推薦および募集に関する規則第6条第1項では、「農業委員について欠員が生じたことにより練馬区農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合は、法、省令およびこの規則に定める手続に基づき、速やかに農業委員の補充のための推薦の求めおよび募集を行うものとする。」と規定されています。

今回の辞任により影響がある所掌事務として、農地パトロールや納税猶予に関する現地調査があるため、事前に正副会長と協議したところ、他の委員に協力いただくことや、事務局で対応することで適切に事務を行うことができるのではないかとのことでした。

事務局からは以上です。

尾 崎 賀 一 会 長

説明にもあったように、当該委員が担当するエリアについては、他の委員や事務局の協力を得ながら対応したいと思います。

区長への答申後、練馬区において辞任の同意があった場合、委員の補充は行わず、現委員の任期満了となる来年7月29日までは残り15名で農業委員会の事務を行うこととしたいと考えております。

委員の補充について質問などございましたら、お願いします。

(特になしとの発言あり)

それでは、委員の補充については意見なしとします。

つぎに4ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願い

事務局

いします。

議案第2号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。

令和7年6月5日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、所在等について説明】

こちらの事実確認調査は、尾崎賀一委員にお願いしています。
事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

6月25日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

当日は貸主と借主の方が立ち会って確認いたしました。ワイン用ブドウは、3分の1程度が道路際から入ってすぐに、日本のヤマブドウ系の品種がネットに覆われた棚のような形で植わっていました。

畑の奥にある残りの3分の2は、ビニールの雨除けがされており、西洋系のシャルドネ、メルロー、リースリング、アルバリーニョといった品種が列状にワイヤーで引っ張られてありました。

畑の下草は、ブドウの生育の観点から、栄養補給や保水のためにあえてある程度残しているとのことでした。当日はやや手が回っておらず、草が多少伸びておりましたが、伸びすぎないように管理しているため、今後すぐに草刈りをするとのことでした。当日はボランティアの方が3、4名おり、ヤマブドウ系品種の傘かけの作業を行っておりました。

また、畑の外側の道路面には、ハーブやオリーブの木が植わっておりますが、貸主からは、それらがやや伸びており、通行人に迷惑がかかることもあるため、速やかに対処して欲しいという指摘があり、

	借主もすぐに対応するとのことでした。境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに20ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年6月11日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	本日、洒井利博委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。
事務局	6月11日に、洒井利博委員と事務局2名で現地調査に行ってきました。 現地の畑では、露地でブルーベリーが植わっているほか、エンドウマメやサトイモなどが作付けされていました。境界に関しては、一部の杭が不明なところもありましたが、住宅やブロック塀などで区切られており、委員から問題ないと聞いております。 販売先に関してはブルーベリーが摘み取り、野菜については庭先直

	売とのことでした。委員からは特に問題ないと聞いております。よろしくをお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに22ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年6月11日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	本日、洒井利博委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。
事務局	6月11日に、洒井利博委員事務局2名で現地調査に行ってきました。 まず(1)の畑では、南側にハウスが1棟建っており、トマトが作付けされておりました。それ以外の部分では、露地でレモン、ピーマン、トマトなどが作付けされておりました。(2)(6)の畑では、中央にハウスが1棟建っており、内側は耕運中でした。それ以外の部分は露地で、ニンジン、オクラ、ピーマンなどが作付けしてありました。境界に関しては一部確認できないところがありましたが、隣

	接する工場や住宅のフェンスで区切られているため、委員からは問題ないと聞いております。販売については、J A直売所と仲卸問屋とのことでした。よろしくお願いします。
尾崎 賀 一 会 長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに24ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年6月19日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎 賀 一 会 長	それでは、田中聖晃委員お願いします。
田 中 聖 晃 委 員	6月19日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑では、トマト、オクラ、モロヘイヤなどが作付けされていました。販売先については、全て自家消費とのことでした。境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに26ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年6月19日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、田中聖晃委員お願いします。
田中聖晃委員	6月19日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑では、ブルーベリーが2つに分かれて植わっているほか、ハウスが5棟ありました。ブルーベリーの他は、クリ、カキ、トマトなどが作付けされておりました。販売先については、ブルーベリーは摘み取り、その他はJA直売所と庭先直売とのことでした。境界については一部確認できないところがあったため、次回までに明示するよう依頼しました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。

	(発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに28ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年6月19日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、田中聖晃委員をお願いします。
田中聖晃委員	6月19日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。 まず(1)～(4)の畑については、トウモロコシ、ニンジン、キャベツなどが作付けされておりました。販売については、JA直売所などとのことでした。(5)の畑では緑肥が蒔かれておりました。境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり)

	それでは、承認とします。 つぎに30ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年6月25日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 こちらの事実確認調査は、尾崎賀一委員にお願いしています。 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	6月25日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑は中央に四角く抜けている部分がありますが、鉄塔が設置されており、この部分の所有は電力会社のものとなっております。そのため、鉄塔との境界には全て杭が入っており、明らかになっておりました。周りの境界に関しても道路際や、隣地の住宅との間にあり、全て確認しております。 南東の方にハウスが1棟ありまして、ネギの苗が作付けされておりました。アザミウマの被害があったため、葉を切って、伸びたら定植する形で調整している状態でした。そのため、畑の方は全て耕運されており、ネギを作付けた後は、秋にかけてダイコンを作付けるとのことでした。 出荷に関しては、仲卸問屋を通して、ほとんどが学校給食に出しているとのことでした。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに32ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について」です。

令和7年6月19日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、田中聖晃委員をお願いします。

田中聖晃委員 6月19日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
まず(1)(2)畑の方では、ブルーベリーとカキが植わってありました。こちらの境界については、全て確認できました。(3)の畑は、NPO法人に貸借しており、ミニトマト、キュウリ、ゴーヤなどが作付けされていました。畑の右上の方に小さいハウスがあり、キュウリなどが栽培されていました。(4)の畑については、ブルーベリーが植わってありました。境界については一か所分からない点がありましたので、次回までに明示するよう依頼しました。販売については、(1)(2)(4)の畑のブルーベリーは摘み取り、カキはJA

	直売所等での販売とのことでした。(3)の貸借地については、N P O法人で庭先直売をしているとのことでした。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎 賀一 会長	質問などございましたら、お願いします。
櫻井 祐次 委員	(4)の畑の接道について確認したい。
田中 聖晃 委員	こちらの畑は、中央に親戚の畑があり、(3)(4)の畑が離れている部分は、昔からこの親戚の畑を通ることによって行き来をしている状況でした。
櫻井 祐次 委員	分かりました。
尾崎 賀一 会長	他に何かございますか。 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに34ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第10号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。 令和7年6月10日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。 【申請者、証明対象者等について説明】 事務局からは以上です。

尾崎賀一会長	それでは、保戸塚武彦委員お願いします。
保戸塚武彦委員	6月17日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。 (1)～(4)の畑では、相続が発生したばかりでどこをどうするかまだ決まってないとのお話がありました。(1)の畑はミカンが130本、(2)の畑にもミカンが30本植わっておりました。(3)の畑は、サトイモ、ショウガ、ジャガイモなどが作付けされておりました。 (4)の畑は農業者に一部を貸借しており、サトイモが作付けされておりました。残りの自作地はミカンが植わっておりました。販売先は、ミカンは摘み取り、その他は自家消費とのことでした。境界については、(2)の畑で自宅と畑の間に不明確な部分があったため、今後、測量が入る際に明確にするよう依頼しました。その他の境界は全て確認ができました。なお、(2)の畑では、自宅との間で雑草が繁茂していたため、処理についても依頼しました。その他は特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに36ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第11号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。 令和7年6月2日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、荘埜晃一委員お願いします。

荘埜晃一委員 6月23日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑ではゴーヤ、カブ、モロヘイヤなどが作付けされておりました。耕作されていない部分もありましたが、秋にはサツマイモなどの作付けを予定していたとのことでした。販売については、近隣の幼稚園での収穫体験などで使用しているとのことでした。境界については、西側が宅地と面しており、その他も道路と面してブロックなどで区切られているため全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに38ページです。議案第12号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和7年6月19日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

	事務局からは以上です。
尾崎 賀 一 会 長	それでは、加藤直正委員お願いします。
加 藤 直 正 委 員	6月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。 (1)～(17)の畑は、現在、全て綺麗に耕運されておりまして、 (1)～(4)の畑は、北東に自宅があり、西側が中学校に面しております。(5)～(11)の畑は、西側にビニールハウスが2棟あり、いずれも内部は全て耕運されておりました。露地とハウスともに、現在は耕運されているのみですが、前作として、ハウスではハウレンソウ、シュンギク、ミズナなど、露地の方では、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワーなどを作付けしていたとのことでした。販売先については、全て庭先で販売していたとのことでした。境界についてはほとんどが道路に面しており、自宅との間も杭が確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎 賀 一 会 長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに40ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事 務 局	「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。 練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は3件です。

	【物件地番・地積、所有者等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。 つぎに46ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事務局	「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。 令和7年6月に届出のあった農地の転用について報告するものです。 【届出件数、面積等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。 1枚目の次第をお願いします。 次第3 その他です。事務局から何かありますか。
事務局	特にありません。
尾崎賀一会長	委員の皆さまからは何かありますか。 (発言なし)

それでは、以上で第24回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人